

令和3年5月11日（火）保健福祉委員会

一 感染者情報の公表の見直しについて

感染者情報の公表の見直しなどについて報告がありましたので、順次、伺います。

はじめに、感染者情報の公表の見直しについてです。

（一） 工夫について

基本的な考え方として、個人情報の保護に配慮し、地域の感染状況を分かりやすく伝えることに重点を置いているということですが、記者発表の毎日の『速報』や『続報』において、様式など、どのような部分などに工夫がなされているのか、具体的に伺います。

（答弁：保健福祉部感染症対策調整担当課長 徳田泰則）

・現在、毎日15時に、速報として、〇〇例目という『患者番号』ごとに、『国籍』、『性別』、『年代』、『居住地』について公表している。また、18時には、続報として、速報の情報に加え、『職業』や、無症状・軽症・重症といった『現在の状態』等の情報を公表している。

・今回の原案は、こうした〇〇例目という感染者個人に着目した情報の公表ではなく、統計的に公表するものであり、具体的に申し上げますと、速報では、振興局ごとの『人数』と、全道の『年代別・男女別人数』を公表。

続報では、これらに加え、全道の無症状・軽症・重症といった『現在の状態別人数』や、入院中や入院調整中といった『現在の状況』とともに、振興局ごとの『他の患者との接触等の有無』といった疫学的情報を統計的に公表する方向で検討。これにより、感染者個人と、公表情報を結びつきにくくし、個人情報の保護に配慮するとともに、『非公表』をなくし、地域の感染状況を適切に把握できるようにするなど、道民の皆様が、自ら感染予防等に適切な行動をとることができるよう、地域の感染状況を適確、かつ分かりやすく伝えることに重点を置いて見直すこととしている。

(二) 市町村別の状況について

毎週月曜日に公表するとしている市町村別の患者の状況については、累計とともに、保健所設置市の札幌・旭川・函館・小樽市も掲載することが、道民の皆さんには分かりやすいと思います。

また、変異株による感染疑いなどの状況について、どのように取り扱っていく考えなのか、伺います。

(答弁：感染症対策調整担当課長 徳田泰則)

・現在、札幌市などの保健所設置4市における感染者情報は、道と同様に、その公表に際し、本人同意を基本として実施しているため、結果として、『非公表』

となる情報がある。

・今回の道の原案では、個別公表を見直して、非公表をなくすとともに、国籍や職業等は、特に必要がある場合に公表することとしたことから、道では、4市に対し、見直しの趣旨や、内容を丁寧に説明するとともに、全道域での協調した対応についても、意見交換をおこなっているところであり、更なる検討・調整を行うなどしながら、わかりやすい公表となるよう努めてまいる考え。

・変異株については、現在、日ごとの変異株疑い事例の発生数と累計値のほか、ゲノム解析後の確定数を公表しているが、道内の変異株 PCR 検査の陽性率は直近で 80.2%となっており、従来株との置き換わりが進み、陽性者の多くが変異株の感染者となっている状況。

市町村別の新規感染者数を週ごとに公表することなどに併せ、従来株に比べて感染しやすいとされる変異株の特性に鑑み、あらゆる機会を通じ、マスクの着用や手洗い・手指の消毒など、基本的な感染防止策をはじめとする、より一層の感染予防の徹底について注意を促すとともに、引き続き、変異株疑いの発生数を公表。

・公表内容については、今後の全国的な変異株の発生状況や、国の対策等をはじめとする、この感染症を取り巻く社会情勢の変化等も注視しながら、適時、適切に必要な見直しを図っていく。

(三) 3次医療圏の病床等の状況について

変異株による急速な感染の拡大に伴い、札幌市では病床がひっ迫していることから、札幌市民や道民の方々に、受入れ病床の状況がはっきりと伝わり、危機感を持ってもらうことが重要になります。

そのためには、道内6つの3次医療圏域に札幌市の内訳も加えた圏域ごとに、確保している病床数や重症病床数、宿泊療養施設室数と、その使用状況についても公表する必要があると考えますが、道の見解を伺います。

(答弁：医療体制担当課長 竹内正人)

- ・道では、3次医療毎の確保病床数、重症者病床数、宿泊療養施設の確保室数及び入所者数は公表。
- ・入院患者数は、患者数が少ない場合に個人が特定される可能性があること、広域搬送事例もあり、入院患者数が圏域の患者数とイコールではなく、その圏域で感染しているとの誤解を招く恐れもあることなどから、非公表。
- ・一方で、入院患者数の公表が、地域の医療のひっ迫状況を伝えるアラートになるとの意見もいただいている。
- ・現在、感染者数の少ない場合の取扱いなどについて、保険所設置市とも必要な協議を進めている。

・今後、病床・宿泊療養施設確保計画の見直しに向けて地域の医療機関等の意見も伺いながら、公表方法について検討。

(四) ワクチン接種への対応について

国では、ワクチン接種の医療従事者等や高齢者等の都道府県別の接種状況を公表しています。今後、本道における市町村別の接種状況など、ワクチン接種に関する情報の適切な公表が求められるものと考えます。

道として、どのように取組んで行く考えなのか、伺います。

(答弁：感染症対策局長 佐賀井祐一)

・道は、新型コロナウイルス感染症を克服する有効な手立ての一つとして、接種を希望される方々が、一日でも早く接種を受けていただくことが重要と考え、道民に対し、接種状況について、お知らせすることは必要と認識。

・本道は、市町村の人口規模の差が大きく、医療資源にも隔たりがあるなど、接種を進める基盤も異なるため、地域の実情に沿った円滑な接種体制が構築されることが必要と考え、公表によって、市町村における接種体制に混乱を生じさせることは避けなければならないと考えているが、今後、国や他都府県の動向も注視し、効果的な公表について、必要に応じ、検討してまいる考え。